

理論部会プロジェクト研究報告

2015年度は、「経済理論と社会統計学の現代的展開」というテーマで、課題にとりくんだ。以下は2015年度の研究会開催報告（表1）と報告要旨である。

表1

No.	項目	内容
1	開催日	2015年 6月 24日
	タイトル	日本銀行作成の企業間取引の物価指数について（高川泉） 制度の経済学的主体をどのように基礎付けるか（荒川章義）
	講師（所属）	高川 泉（日本銀行調査統計局） 荒川 章義（本学経済学部教授）
	参加人数	10人
2	開催日	2015年 9月 30日
	タイトル	A short history of the notion of national wealth from the Mercantilist period to Physiocracy and Smith.
	講師（所属）	Gianni Vaggi 教授（パヴィア大学:イタリア）
	参加人数	12人
3	開催日	2015年 10月 28日
	タイトル	「預金保険制度の現状と課題」（新保）、「22世紀に向けた経済成長と移民 受入のバランス」（櫻本）
	講師（所属）	新保 芳栄（東京国際大学非常勤講師）、櫻本 健（本学経済学部准教授）
	参加人数	6人
4	開催日	2015年 12月 2日
	タイトル	「法人税の税収伸張性—予備的考察」（羽方）、「トマス・ロバート・マル サス経済論文集翻訳の一コマ」（佐藤）
	講師（所属）	羽方 康恵（学芸大学）、佐藤 有史（本学経済学部教授）
	参加人数	5人

■第1回研究会

開催日：6月24日（水）

会場：12号館4階・共同研究室

報告者：▽高川泉氏（日本銀行調査統計局）

「日本銀行作成の企業間取引の物価指数について」

▽荒川章義（本学経済学部教授）

「制度の経済主体をどのように基礎付けるか」

報告：高川泉氏（日本銀行調査統計局）「日本銀行作成の企業間取引の物価指数について」
報告要旨

日本銀行は、企業物価指数（CGPI）および企業向けサービス価格指数（SPPI）を作成・公表している。物価指数としては総務省統計局が公表する消費者物価指数（CPI）があるが、これらの指数値は必ずしも一致していない。これは、調査対象の相違および価格取得段階

の相違によるところが大きい。

企業物価指数は、固定基準ラスパイレス指数を採用しており、直近の基準改定は2010年に行われたが、その基準改定のポイントは以下のとおりである。第一に、新サービスの取り込み（アプリケーション・サービス・プロバイダ、職業紹介サービス、環境計量証明など）、第二に、既存品目の見直し（受託開発ソフトウェア、携帯電話・PHSなど）、第三に指数体系と統計名称の一部変更（日本語の名称はそのままに、企業向けサービス価格指数をCSPI→SPPIへ、国内企業物価指数をDCGPI→PPIへと変更）である。その結果、採用品目数は147品目（2005年基準＝137）、調査価格数は3533（2005年基準＝3463）となり、採用カバレッジは50.5%（国内ベース、2005年基準＝49.7%）へと上昇した。そのほか、卸売サービスの価格調査が試験的に実施された。

企業物価指数の主な目的は、次の4点である。第一に、財の需給動向を価格面から把握すること、第二に、適切な経営判断や政策運営への情報提供、第三に、値決めの際の参考指標とすること、第四に、GDP統計等の作成への活用（デフレータ機能）、である。企業物価指数は、企業間で取引される財を対象とするが、武器、弾薬など、継続調査が困難であると考えられる財については、対象外としている。

企業物価指数は、国内企業物価指数（PPI）、輸出物価指数（EPI）、輸入物価指数（IPI）を基本分類指数とし、参考指数として、需要段階別・用途別指数、消費税を除く国内企業物価指数、連鎖方式による国内企業物価指数がある。ウエイトデータは、PPIにおける工業製品では工業統計調査および貿易統計、非工業製品では、その他の官庁統計や業界統計を利用しており、EPIおよびIPIでは、貿易統計の輸出額および輸入額を利用している。

企業物価指数は品質を固定した価格を調査しているため、調査銘柄が変更された際には、品質変化に伴う価格変化部分を除き、純粋な価格変動相当部分を反映させるために、品質調整を行っている。採用されている品質調整手法は、直接比較法、単価比較法、オーバーラップ法、コスト評価法、ヘドニック法、等である。

企業物価指数は、2015年基準への改訂作業に入っており、経済・産業構造の変化（円安の進展、エネルギー輸入の増加など）、品目・調査価格構成の精査・見直し、新しい産業・在の取り込み、ウエイトデータの選択（2015年を対象とした工業統計調査は公表されない予定であるため、2015年経済センサスを利用するか、あるいは、2014年の構造統計に2015年の動態統計を組み合わせてウエイトを算出するか）等が検討されている。

報告：荒川章義（立教大学経済学部）「制度の経済主体をどのように基礎付けるか」

報告要旨

経済主体の意思決定を説明するにあたって、「新古典派経済学」と「制度の経済学」とではその説明が大きく異なる。新古典派経済学が経済主体の合理性を仮定するのに対して、制度の経済学は経済主体の合理性は限定されていると考えるからである。本報告は、超社会的存在である人間が他者と協力し合うという行為について、ヒースの議論を紹介することで、新古典派経済学が行ってきた伝統的説明に対して、制度の経済学がどのような代替的な解釈を提案しているか示すことにある。

意思決定において社会的インタラクションが存在する場合には、どの状態が生じるかがどの行為が選択されるかに依存し、どの行為が選択されるかがどの状態が生じるかに依存することになるという「無限の後退」が起きてしまうという問題がある。合理的選択理論では、この問題に対して、ゲーム理論のナッシュ均衡を求めるという手段を用いて対応してきた。

ゲーム理論においては社会的インタラクションの秩序性を個人の効用最大化行動の帰結として説明する。そのとき鍵になるのはサンクションの存在である。よって人々が「協力」するのはサンクションが存在するからであり、ゲームの終了時点が分かる場合サンクションが機能しないことによって協力のインセンティブがなくなり人々は協力しないという理論的帰結が導かれる。

ゲーム理論に従えば、「一回限り公共財ゲーム」を行う場合、合理的経済主体はお金を出さないはずである。しかし実験ゲーム理論によると、懲罰や報酬、互惠性の可能性がない場合も人々が協力するという結果が得られている。この結果は、人々が行為の結果として得られる利益だけに基づいて意思決定を行っているわけではないことを示唆する。

この問題は、「原理 [principle]」という要素を導入することで説明可能となる。原理とは行動に対する選好の集合である。経済主体は行為の結果としての利益のみではなく、行為そのものに対する評価も考慮して意思決定を行う。「原理」という要素の導入によって「公共財ゲーム」で人々が協力するという現実の行動を説明することが可能となる。人々は「フリーライドする」という行為そのものを低く評価しており、たとえ「お金を拠出しない」という行為の利益が高いとしても、行為そのものに対する低い評価も合わせて考慮することで、お金を拠出するという意思決定を行っているという解釈が可能になるのである。

我々の選好システムにおいては価値や文化的影響が重要であり、原理の決定においては社会的なものが影響する。我々が利他的に行動することは、人間の規範同調傾向によって説明可能である。

■第2回研究会

開催日：9月30日（水）

会場：12号館4階・共同研究室

報告者：▽ Gianni Vaggi

“A short history of the notion of national wealth from the Mercantilist period to Physiocracy and Smith”

報告：Gianni Vaggi（パヴィア大学：イタリア）

“A short history of the notion of national wealth from the Mercantilist period to Physiocracy and Smith”

報告要旨

（当日資料として配布された、Gianni Vaggi, “The Theory of Wealth, the Ancien Regime and the Physiocratic Experiment” の abstract による。）

The nature and causes of the wealth of nations was the main issue investigated by all the major economists of the seventeenth and eighteenth centuries. During those two centuries the theory of wealth underwent a major changes, from the Mercantilist view to Smith's analysis. This report highlights some of the episodes which led to this modification, without any pretention of exhausting the complexity and vastness of the economic literature from Mun to Smith.

Wealth theory is not isolated from other aspect of economic analysis; in particular it is strictly related to value and distribution theories. These are tiles of the mosaic by which authors describe the way to increase wealth and prosperity. Some of the changes in the analytical relationships between the theories of wealth, value and .distribution are shown in this report.

Part 1 investigates the Mercantilist literature of the seventeenth century, and part 2 explores the contribution of Petty, Boisguillebert and Cantillon. Part 3 examines the inadequacies of the Physiocratic theory of wealth at the sunset of the ancient regime. It also highlights some of the analytical reasons of the failure of Physiocratic policies at the eve of the revolution.

■第3回研究会

開催日：10月28日（水）

会場：12号館4階・共同研究室

報告者：▽新保芳栄氏（東京国際大学非常勤講師）

「預金保険制度の現状と課題」

▽櫻本健（本学経済学部准教授）

「22世紀に向けた経済成長と移民受入のバランス」

報告：新保芳栄氏（東京国際大学・非常勤講師）「預金保険制度の現状と課題」

報告要旨

預金保険制度は、金融機関が破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としている。金融機関の破綻に備えた、典型的なセーフティネットの仕組みであり、信用秩序の維持ないしプルーデンス政策の視点から重要な政策手段とされる。預金保険制度が存在することによって、金融機関、預金者とも資産選択や運用について慎重性を欠き、リスク選好的なインセンティブが働きやすくなるとみられるが、現状はモラルハザードに対しては抑止策を講じたうえで、預金者保護を図ろうという流れになっている。

預金保険制度が現在のような制度となったのは、大恐慌の後1934年の米国の連邦預金保険公社（FDIC）の発足以降である。日本で預金保険制度がスタートしたのは、1971年の預金保険法の成立であり、世界では10番目と早い。預金保険制度の運営は政府、日本銀行および民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が行っている。預金保険制度の対象金融機関は、日本国内に本店を有する銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等である。これらの金融機関の海外支店や、外国銀行の在日支店は対象外である。対象となる

預金は、当座預金、普通預金、定期預金等の預金、定期積金等で、対象とならないのは、外貨預金、譲渡性預金等のほか、無記名預金、架空名義預金等である。保護される範囲は、決済用預金は全額、その他は1金融機関ごとに預金者1人当たり元本10百万円までとその利息等である。

具体的な預金保護の方法としては、預金保険機構が預金者に対し直接保険金を支払う方式（ペイオフ）と、破綻した金融機関の事業の一部またはすべてを、他の健全な金融機関（救済金融機関）が継承し、預金保険機構がそのために必要なコストを救済金融機関に資金援助するかたちで預金等の保証を行う資金援助方式がある。世界的に資金援助方式が主流であり、金融審議会の答申でも、破綻コストが小さく、混乱の少ない資金援助方式を優先させるとの方針が示されている。今後の課題としては、第1は将来の適正な責任準備金の設定に合わせた保険料率の決定、また可変保険料率の導入についてどう考えるかが挙げられる。第2は金融グローバル化の進展もあり、外国銀行の在日支店の預金保険制度への加入に対する取り扱いが検討課題となろう。

報告者：櫻本健（立教大学経済学部）「22世紀に向けた経済成長と移民受入のバランス」

報告要旨

報告の目的は、超長期（2050～2200年頃）の人口変動と経済成長率について、ストックを一定とした場合の成長と労働人口の推移を試算することにある。ただし、大きな社会構造の変化を無視するという仮定が必要となるものの、財政危機のリスクを無視するには問題が大きすぎるため、はじめにこれを論じる。

政府部門別の収入を見ると、地方政府および社会保障基金における収入の30%～50%ほどに相当する部分は、中央政府からの交付金となっている。また、支出を見ると、中央政府における支出の約7割に相当する部分は、中央政府外への補助金、交付金である。したがって、中央政府が歳出削減の計画を立てたととしても、交付金として中央政府外へ支出される部分についてはコントロールできないため、中央政府外でのまとまった歳出削減が必要となる。

他方、年金、医療といった将来支払うことが確実であるものを含めて試算すると、政府部門の債務総額はおよそ1385兆円となる。

財政問題に対処するためには個々の自治体が長期的な見通しをベースに歳出削減努力をできるように指標の整備が必要になる。産業別資本ストック、労働人口、GDPあるいは県内総生産を用いて、以下のモデルによってストックを一定とした場合の経済成長と労働人口の推移を大まかに試算する。

過去の長期系列について要因分解を行うと、技術進歩の寄与は長期的には1%程度に過ぎない。成長率の大部分は、労働投入量の増加によって決まる、という状態であった。将来人口の減少が予測されているため、人口減少→経済規模の縮小→GDPの制約→財政危機という一連の問題に直面する可能性が高い。また、移民によって労働力人口の減少を相殺することは、受け入れる移民の数が多すぎ、現実的ではない。

人口を維持するように努力し、経済の規模を追うことは、おそらく馬鹿げたことである

と言える。

将来人口推計では、2060年頃までは、人口1億近くを維持すると予測されているため、急激な人口減少に直面するまでには45年の猶予がある。その時に向けて、専門知識を持たない人材においても、中央政府の定めた長期経済計画を適切に実行できるように、十分な指標・ツールを準備しておく必要がある。地域には、経済財政計画に見合う経済見通しがないため、それに近い指標の開発を考えている。

■第4回研究会

開催日：12月2日（水）

会場：12号館4階・共同研究室

報告者：▽羽方康恵氏（東京学芸大学）

「法人税の税収伸張性—予備的考察—」

▽佐藤有史（立教大学経済学部）

「トマス・ロバート・マルサス経済論文集翻訳の一コマ」

報告：羽方康恵氏（東京学芸大学）「法人税の税収伸張性—予備的考察—」

報告要旨

法人税は、過去30年間の低成長時代に、企業の国際競争力の強化の観点から、税率が引き下げられてきた。1987年から2015年の間に、基本税率は42%から23.5%まで引き下げられた。こうした背景の中で、法人税の所得弾力性は、低下してきている（吉野・羽方（2007））。税の所得弾力性の値は、将来の税収の予測、構造赤字の推計および自動安定化装置の尺度として様々な分析において重要な役割を果たす。従来、法人税は国税の中で最も景気に振れる税目であると認識されてきた。本報告で検討する税収伸張性は、より広い概念である。その尺度として、税の所得弾力性や平均税率、限界税率、そして本稿で考察するインパルス反応関数があげられる。

法人税の税収伸張性の先行研究における問題点の1つに、法人税の課税ベースの時期の決定が困難であることが挙げられる。法人税は、企業の会計処理によって、当期の納税額が当期の所得を課税ベースとして算出されるわけではなく、どの時期の法人利潤が、課税ベースとなるか一意に定めることが難しい。これまで単純に当期の税収を当期の所得を回帰する方法のほかに、当期の税収を1期前や2期前などの過去の所得に回帰するなどが試行されてきた。しかし、これは結局は、解決できない問題であるとされる（石〔1976〕）。

この報告は、Sims（1980）以降の動学時系列分析の手法であるベクトル自己回帰モデルVAR（vector autoregression）を用いて、税の増減が、GDPへ波及して、さらに税の増減へと伝播するプロセスを明確に分析に取り込み、また、ラグ次数の決定も統計的手法により決定することで、上述の点を改善し、法人税の税収伸張性を推計することを目的とする。推計の結果、たとえ静学分析の構造方程式で所得弾力性の値が低く推計されても、内生変数間の時間の経過を通じる変化の過程で、法人税の所得一単位の変化に対する反応は、他の税目より大きいことが明らかとなる。これは静学分析が中心であった従来の研究では

分析がなされてこなかった点であり、この発見は有意義と思われる。今後の課題として、動学分析で税収伸張性が高いことは、果たして法人税の自動安定化装置としての機能が高いことを意味するのか、民間投資の反応や内部留保との関係も取り込み、分析を進めていきたい。

報告:佐藤有史(立教大学経済学部)「トマス・ロバート・マルサス経済論文集翻訳の一コマ」 報告要旨

経済学のアカデミックなジャーナルは19世紀末になって初めて登場したものであり、19世紀初頭においてそうした位置を占めていたのは『エデンバラ・レビュー』(1802-1914)、『クォーターリー・レビュー』(1809-1962)といったいわゆる書評雑誌であった。マルサスは生涯に7本の書評論文の形をとった経済論文を両誌に寄稿したが、そのうち最初の5本が『エデンバラ』、最後の2本が『クォーターリー』に掲載された。『エデンバラ』は、野党ウィッグ党の代弁機関誌、『クォーターリー』は与党トーリー党の代弁機関誌と目されていただけに、こうした寄稿誌の180度転換は経済思想史研究において若干の関心を引いてきた。

これまでの研究では、主にマルサスの側の動機に焦点が当てられてきた。すなわち、マルサスは元来、ウィッグであったので『エデンバラ』に原稿を頼まれたのも寄稿したのもともに自然であったが、しかし穀物法論争における彼の保護貿易主義擁護を機に自由主義的な『エデンバラ』とのあいだに亀裂が入り、さらに1817年頃から『エデンバラ』の経済誌面において支配的権力を行使し始めたJ.R. マカロックにより同誌から決定的に排除されたので、仕方なく『クォーターリー』の誌面に執筆機会を求めるよりほかなかった、と。こうした従来型の研究にはさらに、『クォーターリー』の誌上で経済論説を展開していたR. サウジーらの保守主義者たちがマルサスと自分たちとのあいだの意外な反リカードウ的類似性に気づき、ゆえに受け入れたのだという主張によって補完されてきた。

さて、こうした従来の研究は、仮にマカロックによる排斥運動によってマルサスが『エデンバラ』を去ることになったということに少なからぬ真理があったとしても(ただしマルサスは1821年まで『エデンバラ』に書評を載せた)、『クォーターリー』の側でマルサスを受け入れようとした動機については、不問に付したり、誤解したりしてきたのである。2000年代に入ってからJ. カットモアやB. ヒルトンらによる新たな『クォーターリー』研究によって、同誌が、リベラル・トーリーの領袖G. カニングの旗艦誌たることを目的として1809年に創刊された意味が掘り下げられてきた。そしてまさにその同年に決闘を行なったかどでカニングが政治の中枢から退いて以来、サウジーらに代表される伝統的トーリーとリベラル・トーリーとの間で揺れていた『クォーターリー』は、1822年にカニングが政権の中枢に復帰してのち、誌上にE. コプルストンならびにマルサスを登場させることによって、自らを「リベラル・トーリー」路線へと切り替えたのだと主張することができたのだ。

他方、マルサスの側の動機にもなお語られねばならないことがある。マルサスは『クォーターリー』第2論文(1824)ならびに『人口論』第6版(1826)において、明らかにカニ

ングならびにカニング派の面々を指す言葉（「わが政府の改善された見方」「わが国の大臣たちがきわめて称賛に値する態度でより自由な通商政策制度の模範を示している時期）」を用いながら、一見リカードウ的な「自由貿易」論へと態度を変えたようにも読める。だがこれはむしろ、マルサスがリベラル・トーリーと軌を一にしようとしたものと読むべきかもしれない。

担当：岩崎俊夫（本学経済学部教授）